

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、お子さまの全身状態が良好であることが基準となります。)

《新型コロナウイルスと診断された場合》

登園届 (保護者記入)

ひなた保育園 施設長殿

児童名 _____

◎ 病名「 _____ 」

◎ _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名「 _____ 」において
診断されました。

◎ _____ 月 _____ 日に発熱(発症)しましたが、 _____ 月 _____ 日には症状が軽快しましたので、登園します。

保護者名 _____

出席停止の取り扱いについて

「学校保健安全法施行規則」より

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

- 症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、可能であればマスクを着用してください。
- 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合		軽快 	1日目 					
発症後2日目に軽快した場合			軽快 	1日目 				
発症後3日目に軽快した場合				軽快 	1日目 			
発症後4日目に軽快した場合					軽快 	1日目 		
発症後5日目に軽快した場合						軽快 	1日目 	